

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年 2月16日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 5 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	1, 2号機サービス建屋3階当直員控え室の台所シンク用給湯器安全弁からの漏えい水が、排水配管の詰まりにより、2階脱衣所エリアダクトスペースに流出(4L、汚染なし)したことが認められたため、当該箇所を点検・修理。なお、給湯器元弁を閉し、漏えい停止。	GIII	
2	1号機	1, 2号機サービス建屋2階ダクトスペース(管理区域)において、汚染物入りのビニール袋が放置されていることが認められたため、原因を調査、対応検討。	GIII	
3	1号機	高圧炉心スプレイ系ポンプ電動機において、下部軸受用油面計に潤滑油の滲みがあることが認められたため、当該油面計を点検・修理。なお、油面計下部に仮設受容器を設置。	GIII	
4	1号機	原子炉補機冷却系第二中間ループ温度調節弁入口排水弁において、シート部に漏えい(排水弁2弁)が認められたため、当該弁を点検・修理。	GIII	
5	3号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系ポンプ自動空気抜き弁出口弁において、弁の固着が認められたため、当該弁を点検・修理。	GIII	